

工事作業等許可申請（届出）の手引き

平成30年3月

神戸海上保安部航行安全課

第1章 適用法令

第1節 概説

海上における船舶の交通ルールを定めた法律には、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」及び「港則法」の3つがあります。

海上で行われる工事、作業、行事といった行為は、一定の水域を占有し又は通常の船舶交通の流れを乱すこととなり、船舶交通の安全を阻害するおそれがあるため、「海上交通安全法」及び「港則法」により許可申請、届出が義務付けられています。

工事、作業、行事の実施者は、海上交通の安全を図るために所要の措置を講ずる必要があり、一般的に工事、作業、行事等を行う場合は、安全管理体制の確立、区域標示用標識の設置、警戒船の配備、関係者に対する事前周知等の安全対策を実施し、付近航行船舶の安全を確保しなければなりません。

許可申請、届出に際しては、これらの事項に留意して申請書（届出書）を作成して下さい。

第2節 海域と適用法令

海上において工事、作業、行事等を行う場合は、次表のとおり、その海域により適用法令が異なり、様式、宛先等もそれぞれ定められています。

海域	適用法令と条文	様式	宛先
特定港又は特定港の境界付近	港則法第31条第1項 (行事は同法第32条)	許可申請	港長
特定港以外の港則法適用港又は港の境界付近	港則法第31条第1項、 同法第43条	許可申請	海上保安部長
海上交通安全法上の航路及びその周辺海域	海上交通安全法第36条第1項	許可申請	管区海上保安本部長 (海上保安部長経由)
上記以外の海上交通安全法適用海域	海上交通安全法第37条第1項	届出	管区海上保安本部長 (海上保安部長経由)
上記海域を除く全海域(地形、水深等が変化する場合)	水路業務法第19条第1項	通報	海上保安庁長官 (管区海上保安本部長 経由)

港則法による工事作業の規制が港域の中だけでなくその境界付近にも及んでいるため、港域の外側(境界付近)であって、かつ、海上交通安全法の適用海域における工事作業については、港則法第31条第1項(同法第43条において準用する場合を含

む。)の規定による許可を受けたときは、海上交通安全法第36条第1項の規定による許可又は第37条第1項の規定による届出を要しません。また、海上交通安全法の許可を受けたときは、港則法の許可を要しません。詳細については神戸海上保安部航行安全課までお問い合わせ下さい。

第2章 港則法

第1節 工事作業許可申請

1 根拠

港則法第31条

- 1 特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

港則法第43条

第31条の規定は、特定港以外の港について準用する。

(抜粋)

2 申請が必要となる港

神戸海上保安部管内の申請が必要となる港は、次表のとおりとなります。

特定港	阪神港神戸区
特定港以外の港	明石港、岩屋港、津名港、洲本港、由良港、福良港、湊港、都志港、郡家港、富島港

3 工事作業の範囲

- (1) 「工事」と「作業」には明確な区別はありませんが、概念的に言えば、「工事」は行為の行われた場所において将来に施設など痕跡を残すもの、「作業」は痕跡を残さないものとして区別しています。
- (2) 一般的に工事又は作業と呼びうるものであっても、船内において行われる清掃作業など当該行為の及ぼす影響が当該船舶内に限られるもので、港内の船舶交通を阻害するおそれがない行為、船舶の離着岸及び荷役作業など港内で通常行われる行為については除外されます。
- (3) 定置網漁業を営むために行う網の設置、海苔、かき、真珠貝等の養殖施設用の竹木材類、漁具類の敷設、漁礁の設置等は、漁ろう行為の前提としてなされるものですが、工事作業に該当します。
- (4) 潜水して行うスクラップ採取、船底清掃等の作業は、器具使用の有無に関係なく、作業に該当します。

- (5) 棧橋、岸壁及び橋梁での工事作業については、施工上、作業船を使用する場合や、作業資機材の海上落下防止措置、油類等の海上流出防止措置が必要となる場合には、許可の対象となります。
- (6) 採水、採泥、潮流観測等のように、調査場所で一旦停止した状態で実施する様な場合は、通常の航行形態とは異なり、他の船舶が避航するなど船舶交通に影響を及ぼすことになるので許可の対象となります。

4 申請書の提出時期等

工事作業の許可申請書は、原則として着工日の1ヶ月前に提出して下さい。また、他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から十分な説明をお願いします。

5 審査基準及び標準処理期間

行政手続法に基づき、港長及び海上保安部署長等は、港則法に規定する各種許可基準及び標準処理期間を定めており、申請窓口にて閲覧できるようにしておりますので許可申請などを行う場合には事前に確認して下さい。

6 申請書の様式、提出部数

申請書は、所定の様式（A4縦版）により1部提出してください。

7 申請者

申請者は「工事又は作業を行おうとする者」、つまり工事又は作業を実際に施工する責任者です。即ち、当該行為の実施について指揮監督する権限を有する方を指し、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある方でなければなりません。従って、請負契約を締結し工事等の施工が一任されている場合には、その請負先が申請者となります。

8 申請書の宛名及び提出先等

(1) 申請書の宛名及び提出先等は、次表のとおりとなります。

提出先	宛名	港名
神戸海上保安部	阪神港長	阪神港神戸区
	神戸海上保安部長	明石港、岩屋港、津名港、洲本港、由良港、福良港、湊港、都志港、郡家港、富島港

(2) 事務取扱窓口

神戸海上保安部航行安全課

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号、神戸第2地方合同庁舎内
TEL 078-331-6743 又は 078-321-1765
FAX 078-327-8836

(3) 事務取扱時間

受付時間は、平日（月曜日～金曜日）午前8時30分から正午、午後1時から午後4時30分迄です。

ただし、緊急の場合のみ時間外でも取扱います。

(4) 閉庁日

閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日））は取扱いません。

ただし、緊急の場合のみ閉庁日でも取扱います。

9 申請書の記載要領

工事又は作業許可申請書の記載項目については、港則法施行規則第16条に「工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。」旨規定されています。

申請書の作成に当たっては、工事作業の種類に応じて工事許可申請書又は作業許可申請書と題記し、次の項目を記載して図面等の資料を添付のうえ提出して下さい。

(1) 目的及び種類

発注者からの工事名称をそのまま記載しないで、工事作業の目的と海上で行う工事の種類等を次のように簡潔明瞭に記載して下さい。

記入例

- | | | | |
|---|-----------|--|--|
| 1 | 目的 | 岸壁付近の静穏度を高めるために、港湾計画に基づき | 防波堤を築造するものです。 |
| | 種類 | 防波堤築造の第1期工事として床堀、土砂の置き換え、基礎捨石工を施工するものです。 | |
| 2 | 阪神港神戸区第 区 | 突堤 | 岸壁前面海域の水深を - mに維持するため、グラブ式浚渫船による維持浚渫工事を行うものです。 |
| 3 | | | 岸壁の損傷状況を調査するため、潜水作業（フーカー式、2名）を行うものです。 |

(2) 期間及び時間

実際に海上で工事作業を行う期間及び時間を次のように記載して下さい。

1ヶ月以上の長期に及ぶ工事作業を行う場合、工事の進捗に伴い工事の種類が変わる場合等は工程表を添付して下さい。また、予備日も含めて記載し、夜間に工事等を行う場合は、工種ごとに作業時間を記載して下さい。

なお、期間は契約工期以上には記入しないで下さい。工事作業が契約工期以上

に及ぶ場合は、変更契約又は発注証明書を添付して下さい。

記入例

- 1 平成 年 月 日～平成 年 月 日（別添工程表参照）
（うち予備日 平成 年 月 日～平成 年 月 日）
毎日 日出～日没
なお、型枠工施工時は日出～22：00
- 2 平成 年 月 日 ： ～ ：
（予備日 平成 年 月 日 ： ～ ： ）

(3) 区域又は場所

作業区域を設定する場合は、一般船舶への影響を少なくするため必要最小限の範囲として下さい。

作業区域、施工区域等を表す場合は、海図に表示されている灯台、信号所等の著名物標からの方位、距離で記載して下さい。

なお、灯台名称は灯台表に記載された名称を使用し、灯浮標等の移動するものは基点に使用しないで下さい。

必ず作業区域、施工区域を記載した図面を添付して下さい。

なお、添付図面を作成する上で、海図のコピーを使用することは差し支えありません。

記入例

- 1 阪神港神戸区第 区 岸壁前面海域
次の各地点を順次に結んだ線及び二点とイ点を結んだ線により囲まれた海域
イ 神戸 灯台から 度 メートルの地点（岸線上）
ロ イ地点から 度 メートルの地点
ハ 口地点から 度 メートルの地点
ニ 八地点から 度 メートルの地点
（作業区域図参照）
- 2 阪神港神戸区第 区 防波堤南側海域
神戸 灯台から 度 メートルの地点を中心とする半径 メートルの円内海域
（作業区域図参照）

(4) 方法

工事作業の方法及び手段を施工順序に従って関係図面等を用いて、簡潔明瞭に記載して下さい。

工事作業の方法及び手段については、当該工事作業が船舶交通に及ぼす影響の検討材料となりますので、作業船の配置、工事の手順、工作物の設置状態等に主眼をおいて記載して下さい。品質・施工管理に関する記述は必要ありません。

火薬類を使用する工事作業は、爆破による影響の範囲等を詳細に記載して下さい。

潜水作業については、潜水方式、潜水者数、通話方法等を記載して下さい。

作業船の配置により付近航行船舶の通航幅が著しく狭くなる工事作業については、図面等に作業船の配置、アンカーの投入場所、標識の設置場所、警戒船の配備場所等を明記するとともに、可航海域の幅員、アンカーワイヤーの水深等も記載して下さい。

足場等の工作物を海面に張り出して設置する場合、橋梁下部に吊るす場合等は、張り出す形状、長さ、海面までの高さ等を図面等を用いて記載して下さい。

作業船が作業区域へ頻繁に出入りする場合は、1日当たりの稼働隻数、延べ隻数を記載して下さい。

ケーソン等の長大物を曳航する場合は、曳航形態、曳航全長、警戒船配置、運航経路等を図面等を用いて記載して下さい。

工事作業に使用する船舶は、用途、船名、総トン数、船舶の大きさ（全長、全幅、喫水）、船舶番号又は船舶検査済票の番号、能力（曳船は機関馬力、警戒船は速力、起重機船は吊り能力、土運船は積載量及び廃棄物船登録番号）、連絡先等を一覧表等にして添付して下さい。

用途	船名	総トン数	船舶の大きさ	船舶番号等	能力、装備等
起重機船	丸	-	x x m	-	トン吊り
曳船	丸	トン	x x m		馬力、VHF
警戒船	丸	トン	x x m	-	ノット、TEL番号

使用する船舶の検査（定期、中間）の有効期間の確認は確実に実施して下さい。

記入例

1 工事の概要

岸壁（前面水深D L - m、延長 m、天端高D L + m）を築造するため、浚渫船、杭打船、ガット船等を使用して、下部工、ケーソン工及び上部工を施工するものです。（工事フローチャート、要領図参照）

2 標識の設置（作業日数 日（予備日 日）、小型クレーン船 隻/日 延べ 隻、測量船 隻/日 延べ 隻）

小型クレーン船及び測量船により、作業区域を明示する灯浮標 基（塗色黄色、単閃黄光、毎 秒に1閃光、光達距離 km、灯高 m）及び赤旗付き竹竿 本を設置します。（標識設置位置図、灯浮標緒元表参照）

設置した標識の維持管理は、別添標識管理要領に基づき、当社で行います。

3 深浅測量工（作業日数 日、測量船 隻/日 延べ 隻）

現状水深を把握するため、陸上の測点から誘導しながら測量船1隻を 方向、間隔 m、速力 ノットで航走させ、音響測深機により深浅測量をします。(測量作業図参照)

- 4 浚渫工(作業日数 日、浚渫船 隻/日 延べ 隻、土運船 隻/日 延べ 隻、曳船 隻/日 延べ 隻)

グラブ式浚渫船(m³)を作業要領図のとおりアンカーで係留して、東側から西側にDL - mまで掘削(約 m³)し、浚渫土は曳航式底開土運船(m³積)により埋立地へ運搬して、埋立用材として投入します。土運船の曳航は全長 m以下で行い、1日当たり 隻運航します。(浚渫作業状況図、運搬経路図参照)

- 5 捨石投入工、均し工(作業日数約 日、ガット船 隻/日 延べ 隻、潜水土船 隻/日 延べ 隻)

ガット船を要領図のとおりアンカーで係留して、捨石(約 m³)を投入します。その後、潜水土船を配置し、潜水土(フーカー式、 名)により - mに基礎マウンドを構築します。(捨石投入要領図、運搬経路図参照)

- 6 ケーソン設置工(作業日数 日、起重機船 隻/日 延べ 隻、潜水土船 隻/日 延べ 隻)

起重機船(トン吊り)により 埋立地で製作したコンクリートケーソン(x x m)を吊り運搬して、作業図のとおり合計 函を設置します。吊り運搬は全長 mとなるため、前後に警戒船を配置し、約 ノットで曳航し、設置時は潜水土船を配置して潜水土(フーカー式、 名)が、位置を確認しながら設置します。(ケーソン設置工作業図、運搬要領図、運搬経路図参照)

- 7 中詰工、蓋コンクリート工(作業日数 日、ガット船 隻/日 延べ 隻、コンクリートプラント船 隻/日 延べ 隻)

ガット船を作業図のとおり係留して、ケーソンの中に土砂(m³)を投入します。作業時は、海面への脱落を防止するため、シートを図のとおり展張します。

コンクリートプラント船を作業図のとおりアンカーで係留し、ケーソン上部工にコンクリートを投入して蓋をします。(中詰工作業図、蓋コンクリート工作業図参照)

- 8 被覆石工(作業日数 日、ガット船 隻/日 延べ 隻、潜水土船 隻/日 延べ 隻)

ガット船によりケーソン前面に被覆石(約 m³)を投入し、その後、潜水土船を配置して潜水土(ヘルメット式、 名)により、 - mに被覆石の均しを行います。(被覆石工作業図参照)

- 9 上部工(作業日数 日)

陸上からクレーン車を使用して上部に型枠を設置し、鉄筋工を施し、ミキサー車でコンクリートを打設します。約 日養生した後、クレーン車で型枠を撤去します。上部工施工中は、海側に作業図のとおり足場を設置し、 m間隔に標識灯 基(型式

、塗色黄色、単閃黄光、毎秒に1閃光、光達距離 km、水面上 m)を設置します。足場設置作業では、高潮時に潜水士(スキューバー式、名)によりブラケットを取り付けます。(上部作業図、足場設置図参照)

10 確認測量工(作業日数 日 測量船 隻/日 延べ 隻、揚錨船 隻/日 延べ 隻)

測量船1隻を東西方向に10mピッチで航走させ、作業海域の音響測深を行い、水深 - mが確保されていることを確認し、揚錨船1隻により作業区域の灯浮標を撤去します。(確認測量作業図参照)

(5) その他(事故防止措置等)

その他の項目には、許可を受けようとする工事作業の事故防止措置のほか、付近航行船舶に対する安全対策を記載して下さい。

事故防止措置(安全対策)としては、次のような事項を記載して下さい。

- ・現場責任者、安全管理責任者等の氏名、連絡先及び安全管理体制
 - ・作業区域の標識、工作物の設置
 - ・作業船の灯火、形象物及びアンカーワイヤー等の標示
 - ・警戒船の配備、警戒船の管理運用要領
 - ・荒天時等の工事作業の中止基準
 - ・緊急時の連絡体制
 - ・関係先との調整状況及び周知状況
 - ・作業船の夜間停泊状況及び荒天時の避難場所
 - ・夜間作業がある場合は、照明の規模及び配置、警戒体制、緊急時の体制
- 事故防止措置以外の事項として、次の事項についても記載して下さい。
- ・海洋汚染防止に関する措置
 - ・変更時の手続き、完了届に関すること。

工事作業の種類、施工場所、工事等の規模等により異なりますが、次の記入例を参考にして記載して下さい。

記入例

1 本工事の現場責任者を(正) _____、(副) _____ と定め、作業全般の安全管理に対して監督させます。

連絡先 昼間 _____ - _____ (_____ (株) 作業所)

夜間(正) _____ - _____ (_____ 携帯)

(副) _____ - _____ (_____ 携帯)

2 施工に当たり、関係者による安全連絡会議を設け、工事作業の調整、安全対策の検討等を行います。

3 工事作業に従事する作業員には、毎朝開催する朝礼において本事故防止対策を徹底します。

- 16 作業船（潜水士船）と警戒船とはトランシーバーにより、また、作業船（潜水士船）と潜水士とは水中電話により、常時連絡設定します。
- 17 潜水作業と重複して重量物吊上げ、据付け等の作業を行う場合は、事前に作業手順、連絡要領、潜水士の退避確認要領の打合せを徹底し、現場責任者が作業現場において監督のうえ作業します。
- 18 作業船が作業現場に夜間停泊する際は、できる限り岸壁側に寄せて係留し、停泊灯を点灯するほか、他船の航行に支障を与えない照明で甲板等を間接照明します。また、アンカーワイヤーの水深 m の位置に灯浮標（型式、塗色黄色、単閃黄光、毎秒に1閃光、光達距離 km 、灯高 m ）をそれぞれ設置するほか、保船要員を乗船させます。
- 19 工事作業の内容を広く周知するため、別添のとおりリーフレットを作成し海事関係者、代理店関係者等へ配布します。（周知先一覧表参照）
- 20 工事の施工に関し、次の事業所等に工事内容を説明し、次のとおり調整しています。
- 会社 - 貨物船が離着棧する場合は、「作業船退避要領」に基づき作業船を退避させる。
 - 組合 - 工事開始までに係留場所へ移動する。
 - 海運 - 出入口の可航幅を m 以上確保する。
- 21 隣接する岸壁の施工者とは、作業が競合しないよう次のとおり調整しています。
- 建設 - 毎日16:00に翌日の作業内容、作業船の運航予定を連絡し、競合する場合は、当社の工事を中止する。

記入例（夜間の工事作業）

夜間（日没～日出）に工事作業を行う場合は、照明設備、警戒要領、連絡体制等について、必要な体制を整えて下さい。なお、その例は次のとおりです。

1 照明設備

- ・ 夜間作業中は、別図のとおり作業船に W の作業灯 基を設置し、安全に作業ができるよう照明を施します。照明は船舶交通の妨げとならないように下向きに設置します。（照明設備配置状況図参照）
- ・ 作業船のアンカー設置位置に灯浮標（型式、塗色黄色、単閃黄光、毎秒に1閃光、光達距離 km 、灯高 m ）を設置します。
- ・ 作業船の四隅に標識灯（型式、塗色黄色、単閃黄光、毎秒に1閃光、光達距離 km 、水面上 m ）を設置します。

2 警戒措置

- ・ 夜間作業中は、作業区域の両端付近に警戒船を各 隻配備します。（警戒船配置図参照）

- ・ 警戒船には、夜間でも警戒船であることが容易に識別可能な横断幕又は表示板及び特別灯火（型式 〃、青色閃光灯又は青と白の閃互光灯、回転数 90 回 / 毎分、視認距離 km）を掲げ、接近船舶があれば、探照灯、拡声器等により注意を喚起します。なお、探照灯を使用する場合は相手船を眩惑させないように注意します。
- ・ 警戒船には、専従警戒要員 〃名を乗船させて 2 交代で実施します。
 専従警戒要員 〃 業務受講証明書 神戸第 〃号（平成 〃年 〃月 〃日）
 専従警戒要員 〃 業務受講証明書 神戸第 〃号（平成 〃年 〃月 〃日）
- ・ 海面を適宜照射し、油、資機材の流出等を監視し、流出等があれば直ちに回収等の措置をとります。

3 連絡体制

- ・ 夜間作業中は、現場責任者 〃を配置します。
 連絡先 〃 - 〃 - 〃（ 〃 携帯）
- ・ 夜間の連絡体制を確立し、緊急時には速やかに必要な要員、船舶等が確保できるよう即応体制を整えます。
- ・ 次の関係者に対する連絡体制を確保します。
 海運（ 〃 岸壁管理者）、 〃 会社（隣接工事施工者）
- ・ 夜間作業の実施については、次の関係先に説明し了承を得ております。
 海運、 〃 漁協、 〃 自治会

記入例（その他）

- 1 工事作業に伴って発生する廃棄物及び油類等が、海上に落下、流出しないようにシートを展張して回収し、 〃 に運搬して陸上で適正に処分します。
- 2 浚渫に当たっては、作業図のとおり周辺に汚濁防止膜を展張します。
- 3 浚渫土砂は、 〃 地区埋立用材に流用するため、別添のとおり溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しています。
 < 溶出検査 >
 水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共水面から除去された土砂（汚泥を含む。））を海域に排出しようとする場合（公有水面埋立法の許可もしくは承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられている場所に排出する場合を含む。）は、一定の基準に合致するもの以外は排出できませんのでご注意ください。
 水底土砂に含まれる有害物質の検定方法については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する施行令に定められていますが、詳細については神戸海上保安部警備救難課海上環境係までお問い合わせ下さい。
- 4 床堀区域の磁気探査は、別添「 〃 報告書」のとおり平成 〃年 〃月 〃日に実施し、爆発物等がないことを確認しています。
 < 磁気探査 >

浚渫、ボーリング及び杭打ち等、海底に衝撃を与えたり、海底をかく乱する作業を行う場合は、事前に爆発物等の有無を確認するための探査を行い、工事に着手するまでにその成果を提出して下さい。磁気探査範囲は次表のとおりです。

なお、過去に磁気探査を実施して、その後土砂等の堆積がない場合は、磁気探査を省略できることもありますので、当時の実施結果を提示して下さい。

工種	磁気探査範囲
浚渫	施工区域内及び法肩から外方20メートル
杭及び矢板打ち	法線から両側10メートル
ボーリング	ボーリング箇所を中心に半径5メートルの円内

- 5 工事作業許可書は、現場に携行します。
- 6 許可内容を変更する場合は、事前に変更許可申請を行うとともに、工事が完了した場合は、速やかに完了届を提出します。

第2節 行事許可申請

1 根拠

港則法第32条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

2 申請が必要となる港

神戸海上保安部管内の申請が必要となる港は、次表のとおりとなります。

特定港	阪神港神戸区
-----	--------

3 行事の範囲

- (1) 行事とは、端艇競争、祭礼、パレード、海上訓練、海上カーニバル、海上花火大会、遠泳大会、海上デモ等で、一般的には一定の計画の下、統一された意思に従って複数の船舶等が参加して行われる社会的な活動をいいます。
- (2) 参加する船舶等が1隻であっても、水域を占用(ブイ等の設置を含む。)したり、通常の航行形態とは異なった形で航行する場合は行事に該当します。
- (3) 一船内において行われる納涼大会等は、当該船舶が通常の航行形態とは異なった形で行動することのない限り、行事には該当しません。

4 申請書の提出時期等

行事許可申請書は、原則として実施日の1ヶ月前に提出して下さい。これは、港長

が申請の内容を検討する必要があるうえ、内容によっては一般船舶の交通を制限したり、水路通報により関係船舶に周知を図る必要があるためです。

5 審査基準及び標準処理期間

行政手続法に基づき、港長及び海上保安部署長等は、港則法に規定する各種許可基準及び標準処理期間を定めており、申請窓口にて閲覧できるようにしておりますので許可申請などを行う場合には事前に確認して下さい。

6 申請書の様式、提出部数

申請書は、所定の様式（A4縦版）により1部提出してください。

7 申請者

申請者は「行事を実施しようとする者」、つまり許可申請者は当該行事の実施責任者であり、行事全般の実施について指揮監督の権限を有する方です。

8 申請書の宛名及び提出先等

(1) 申請書の宛名及び提出先等は、次表のとおりとなります。

提出先	宛名	港名
神戸海上保安部	阪神港長	阪神港神戸区

(2) 事務取扱窓口

神戸海上保安部航行安全課

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号、神戸第2地方合同庁舎内

TEL 078-331-6743 又は 078-321-1765

FAX 078-327-8836

(3) 事務取扱時間

受付時間は、平日（月曜日～金曜日）午前8時30分から正午、午後1時から午後4時30分迄です。

(4) 閉庁日

閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始12月29日～1月3日）は取扱いません。

9 申請書の記載要領

申請書の作成に当たっては、行事許可申請書と題記し、第2節 工事作業許可申請を参考にして次の項目を記載して図面等の資料を添付のうえ提出して下さい。

(1) 目的及び種類

行事の目的及び種類を簡潔明瞭に記載して下さい。

記入例

- 1 海洋汚染防止思想普及活動のための海上パレード
- 2 油流出事故を想定したオイルフェンス展張訓練
- 3 帆走技術向上及び親睦のための第 回 杯ヨットレース大会

(2) 期間及び時間

行事の開始及び終了年月日、時間を次のように記載して下さい。また、行事開始前の準備作業及び終了後の後片付け等で海面を占有する場合の時間も含めて下さい。

記入例

- 1 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(予備日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)
毎日 日出 ~ 日没
- 2 平成 年 月 日 : ~ :
(予備日 平成 年 月 日 : ~ :)

(3) 区域又は場所

行事の行われる場所又は経路を次のように記載し、位置図又は経路図等を必ず添付して下さい。

区域等を表す場合は、海図に表示されている灯台、信号所等の著名物標からの方位、距離で記載して下さい。

なお、灯台名称は灯台表に記載された名称を使用し、灯浮標等の移動するものは基点に使用しないで下さい。

記入例

- 1 阪神港神戸区第 区 海岸前面海域
次の各地点を順次に結んだ線及び二点とイ点を結んだ線により囲まれた海域
イ 神戸 灯台から 度 メートルの地点
ロ イ地点から 度 メートルの地点
ハ 口地点から 度 メートルの地点
ニ 八地点から 度 メートルの地点
(行事区域図参照)
- 2 阪神港神戸区第 区 防波堤南側海域
神戸 灯台から 度 メートルの地点を中心とする半径 メートルの円内海域
(行事区域図参照)

(4) 方法

行事の方法を順を追って具体的に記載するとともに、行事の参加人数、パレードの場合は船隊の編成状況、参加船舶の要目、船団の間隔及び航行速力のほか、旗流信号、音響信号等の使用の有無並びに設置する工作物の形状等も記載して下さい。

さい。また、行事の実施計画書等を作成した場合は添付して下さい。

(5) その他（事故防止措置等）

事故防止措置（安全対策）としては、次のような事項を記載して下さい。

現場における責任者の住所、氏名、連絡先及び所在場所

指揮系統及び連絡方法

行事参加者に対する危険防止措置、救命胴衣の着用

他船に対する警戒措置等

行事の中止基準

緊急連絡体制

関係先に対する周知状況

標識等の形状

第3章 海上交通安全法

第1節 工事作業

1 根拠

海上交通安全法第36条（航路及びその周辺の海域における工事等）

- 1 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。
 - 一 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者
 - 二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ。）をしようとする者
- 2 海上保安庁長官は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしなければならない。
 - 一 当該申請に係る行為が船舶交通の妨害となるおそれがないと認められること。
 - 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従って行われることにより船舶交通の妨害となるおそれなくなると認められること。
 - 三 当該申請に係る行為が災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行われるものであると認められること。
- 7 国の機関又は地方公共団体（港湾法の規定による港務局を含む。以下同じ。）が第1項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとする

場合においては、当該国の機関又は地方公共団体と海上保安庁長官との協議が成立することをもつて同項の規定による許可があつたものとみなす。

(抜粋)

海上交通安全法第37条 (航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等)

- 1 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。
 - 一 前条第1項第1号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者
 - 二 前号に掲げる海域(港湾区域と重複している海域を除く。)において工作物の設置をしようとする者
- 2 海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出のあつた日から起算して30日以内に限り、当該届出をした者に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 一 当該届出に係る行為が船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。
 - 二 当該届出に係る行為が係留施設を設置する行為である場合においては、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。
- 4 国の機関又は地方公共団体は、第1項各号に掲げる行為(同項ただし書の行為を除く。)をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、海上保安庁長官にその旨を通知しなければならない。

(抜粋)

2 許可申請(届出)が必要となる海域

届出が必要となる海域は、瀬戸内海では、紀伊日ノ御崎灯台から蒲生田岬灯台まで引いた線及び佐田岬灯台から関崎灯台まで引いた線並びに関門港の東側の港界線により囲まれた海域のうち、次の海域を除いた海域です。

- (1) 港則法に基づく港の区域
- (2) 港則法に基づく港以外の港である港湾に係る港湾法に規定する港湾区域
- (3) 漁港漁場整備法に規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域内の海域

(4) 陸岸に沿う海域のうち、漁船以外の船舶が通常航行していない海域として政令で定める海域

許可申請が必要となる海域は、上記のうち、神戸海上保安部管内では、明石海峡航路及びその周辺海域となります。

3 許可申請（届出）の対象行為

(1) 許可申請（届出）の対象の行為としては、浚渫、海底電線の敷設作業、掃海、測量及び水中作業等の工事作業並びにケーソン等の工作物の設置があります。また、既存の工作物を改築又は増築して、その規模を拡大又は縮小し、形状又は位置を変更する場合においても許可申請（届出）は必要です。

(2) 一般には船舶が航行することは作業に該当しませんが、航行方法に制約を設けた状態で行われるもの（ソナーを用いた沈船の位置探査、複数船の特殊船隊行動等）は、作業に該当します。

(3) 工事作業の実施と工作物の設置は、個別に許可申請（届出）を行うこととなります。これは、船舶交通に対する危険防止の観点から各々個別の危険性が発生するおそれがあるためです。このうち、工作物の設置は、設置計画の段階で施工方法が未決定の場合、設置内容や設置期間等によって、施行方法が変更される場合、施工計画が数段階に分けて計画されている場合等については、その都度、許可申請（届出）が必要となります。

なお、工作物の設置に伴う工事作業の実施方法が既に決定している場合であって、許可申請者又は届出者が同一の者であれば、この工作物の設置と工事作業の許可申請書（届出書）を一括提出することができます。

(4) 海上交通安全法第36条第1項に基づく許可を受ける必要がない行為は、通常の管理行為、軽易な行為のほか、次のとおり定められています。

人命又は船舶の急迫した危難を避けるために行われる仮工作物の設置、その他の応急措置として必要とされる行為

- ・油流出時におけるオイルフェンスの展張
- ・台風来襲時における橋梁の補修 等

漁具の設置その他漁業を行うために必要とされる行為

- ・漁具の設置、使用
- ・漁場の目標、標識の設置又は保存
- ・小規模な漁場の造成及び改良
- ・漁業権又は入漁権に基づく管理行為 等

海面の略最高高潮面からの高さが65メートルを超える空域における行為
海底下5メートルを超える地下における行為

(5) 海上交通安全法第37条第1項に基づく届出をする必要がない行為は、上記の

行為のほか、次のとおり定められています。

魚礁の設置その他漁業生産の基盤の整備又は開発を行うために必要とされる行為

ガス事業者がガス事業の用に供するガス工作物（海底敷設導管及びその付属設備に限る。）及び電気事業者が電気事業の用に供する電気工作物（電線路及び取水管並びにこれらの付属設備に限る。）の設置

(6) 一般的に工事又は作業と呼び得るものであっても、法目的に照らすとき、必ずしも工事作業に該当しないものがあります。

航行中に通常船上又は船内で行われる行為であって、その船舶の航行方法に制約を加えないもの（漁獲物の加工、清掃等）

既設の工作物上又はその内部で行われる行為であって、その工作物の管理上通常行われるものであり、かつ、その工作物の占有空間内において行われるもの（橋梁上の照明灯の取替え、道路橋上の舗装、ガードレールの修繕、橋脚内に装置されたエレベーターの運転等）等

4 申請書（届出書）の提出時期等

工事作業の許可申請書（届出書）は、原則として着工日の1ヶ月前に提出して下さい。また他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から十分な説明をお願いします。

5 申請書（届出書）の様式、提出部数

申請書（届出書）は、所定の様式（A4縦版）により2部提出してください。

6 申請（届出）者

申請（届出）者は「工事又は作業を行おうとする者」及び「工作物を設置しようとする者」です。

なお、国の機関又は地方公共団体が実施する場合は、協議又は通知となります。

7 申請書（届出書）の宛名及び提出先等

(1) 申請書（届出書）の宛名及び提出先

申請書（届出書）は、所轄の海上保安部長を通じ、所轄の管区海上保安本部長に提出することとなっています。

なお、工事作業の実施海域又は工作物の設置海域が複数の海上保安部の所轄海域の境界付近である場合又は複数の管区海上保安本部、あるいは、海上保安部の所轄海域にまたがる場合など、提出先が分からないときは、事前に神戸海上保安部航行安全課までお問い合わせ下さい。

提出先	宛名
神戸海上保安部	第五管区海上保安本部長 (神戸海上保安部長経由)

(2) 事務取扱窓口

神戸海上保安部航行安全課

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号、神戸第2地方合同庁舎内

TEL 078-331-6743 又は 078-321-1765

FAX 078-327-8836

(3) 事務取扱時間

受付時間は、平日(月曜日～金曜日)午前8時30分から正午、午後1時から午後4時30分迄です。

(4) 閉庁日

閉庁日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始12月29日～1月3日)は取扱いません。

8 申請書(届出書)の記載要領

申請書(届出書)の作成に当たっては、第2節 工事作業許可申請を参考にして次の項目を記載して図面等の資料を添付のうえ提出して下さい。

(1) 許可申請書

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

当該行為の種類

当該行為の目的

当該行為に係る場所

当該行為の方法

当該行為により生じるおそれのある船舶交通の妨害を予防するために講ずる措置の概要

当該行為の着手及び完了の予定期日

工事又は作業をしようとする者にあつては、

イ 現場責任者の氏名及び住所

ロ 当該行為をするために使用する船舶の概要

工作物の設置をしようとする者にあつては、当該行為に係る工作物の概要

位置図並びに当該行為に係る工作物の平面図、断面図及び構造図等を添付して下さい。

(2) 届出書

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

当該行為の種類

当該行為の目的

当該行為に係る場所

当該行為の方法

当該行為により生じるおそれのある船舶交通の危険を防止するために講ずる措置の概要

当該行為の着手及び完了の予定期日

工事又は作業をしようとする者にあつては、

イ 現場責任者の氏名及び住所

ロ 当該行為をするために使用する船舶の概要

工作物の設置をしようとする者にあつては、当該行為に係る工作物の概要

係留施設の設置をしようとする者にあつては、当該係留施設の使用の計画

位置図、当該行為に係る工作物の平面図、断面図及び構造図並びに当該工作物が係留施設に係る場合にあつては、当該係留施設の使用の計画の作成の基礎を記載した書類等を添付して下さい。

工事・作業・行事許可申請書

平成 年 月 日

阪 神 港 長
神戸海上保安部長 殿

申請者住所
氏 名

印

- 1 目的及び種類
- 2 期間及び時間
- 3 区域又は場所（区域を示す図面を添付すること。）
- 4 方法（火薬類を使用する場合は、その旨を明記すること。）
- 5 その他
（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。）

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
工事又は作業許可申請書
行事許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 3 本許可書を、許可を受けた行為が行われている現場に携行すること。

工事・作業完了届

平成 年 月 日

阪 神 港 長
神戸海上保安部長 殿

届出者住所
氏 名

印

- 1 目的及び種類
- 2 許可期間
- 3 区域又は場所
- 4 許可年月日及び許可番号
- 5 完了年月日
- 6 その他特記事項

添付物 位置図及び工事等により現状が変化した場合、工作物を設置した場合、水深が変化した場合は写真・測深結果等の資料を添付して下さい。

平成 年 月 日

海上工事・作業（又は工作物設置）許可申請書（届出）

第五管区海上保安本部長 殿
（神戸海上保安部長経由）

申請者（届出者）

住 所
名 称
氏 名

次のとおり工事・作業（又は工作物設置）を行いたいので、海上交通安全法第36条第1項（第37条第1項）に基づき許可申請（届出）します。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 当該行為の種類
- 3 当該行為の目的
- 4 当該行為に係る場所
- 5 当該行為の方法
- 6 当該行為により生ずるおそれがある船舶交通の妨害（危険）を予防（防止）するために講ずる措置の概要
- 7 当該行為の着手及び完了の予定期日
- 8 工事又は作業を実施しようとする者にあつては、
 - イ 現場責任者の住所氏名
 - ロ 使用する船舶の概要
- 9 工作物を設置しようとする者にあつては、
当該行為に係る工作物の概要（位置図並びに当該行為に係る工作物の平面図、断面図及び構造図等を添付して下さい。）
- 10 係留施設を設置しようとする者にあつては、当該係留施設の使用計画（当該係留施設の使用の計画の作成の基礎を記載した書類等を添付して下さい。）

表題は、許可申請及び届出により異なりますが、記載項目は同じです。
工作物を設置しない場合は、その旨の記載は不要です。